

令和2年4月20日  
株式会社アエラオフィス

新型コロナウイルスに関する当グループの対応方針(追加)  
(12月28日追記)

アエラグループ(以下「当グループ」)は、新型コロナウイルスの感染症対策に関する対応方針を令和2年4月13日より公開実施しておりますが、4月16日全国を対象とした緊急事態宣言及び4月20日山梨県緊急事態措置による休業自粛要請を受け、現状実施している対策に加え、下記内容の感染防止対策を2020年4月16日～**当面の間**追加して実施いたします。今後の対策につきましても、状況に応じて、必要な対応を随時検討してまいります。

記

事業活動について

- ・園児登園自粛の状況に合わせ、配置人数を厳守した上、保育士を在宅勤務とし、対象の保育士はテレワークにて業務を行う。
- ・多目的事業所職員及びその他職員について、交代で在宅勤務とし、対象の職員はテレワークにて業務を行う。

従業員の体調管理について

- ・当グループで備蓄しているマスクを全従業員に計画配布、社内・社外を含め感染防止対策の徹底を行う。
- ・同居人に体調不良がいる場合の**出社停止**
- ・当該従業員は出社停止即日、同居人に医療機関の診察を受診させること。
- ・上記の出社再開は医療機関の診察結果を踏まえての判断とする。
- ・出社停止になった場合、都合欠ではなく、当社から寄与する特別休暇とする。

以上

対象企業

- ・株式会社アエラオフィス ・株式会社アエラリゾート・株式会社スタイルプラス
- ・特定非営利活動法 Be-Happy(キッズプラザおひさま・キッズプラザ POCA-POCA・キッズプラザ SMILE-SMILE・多目的事業所アエラライフ)・株式会社アライン